

第 17 号議案

ふじみ野市立資料館条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立資料館条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ふじみ野市立博物館条例

第 1 条中「資料館を」を「ふじみ野市立博物館（以下「博物館」という。）をふじみ野市大井中央二丁目 19 番 5 号に」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条中「資料館」を「博物館」に改め、同条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「資料館」を「博物館」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「資料館」を「博物館」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 号中「風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」に改め、同条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「資料館」を「博物館」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「資料館の」を「博物館の」に、「ふじみ野市資料館運営協議会」を「ふじみ野市博物館運営協議会」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

上福岡歴史民俗資料館及び大井郷土資料館を統合し、ふじみ野市立博物館を設置するため、ふじみ野市立資料館条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。